

教育予算の確保と充実を求める意見書

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要であり、「教育は未来への先行投資」であることが多くの国民の共通認識となっている。

2011年度の政府予算が成立し、小学校1年生の35人以下学級を実現するために必要な「義務標準法」の改正法も国会において成立し、小学校1年生の35人以下学級がスタートを切ることができた。少人数教育は、保護者や子どもたちからも歓迎され、教育効果も上がっている。より充実した教育の実現のためには、少人数学級を推進すること、当面、小学校2年生以上の35人以下学級を早期に実現することが必要である。

新しい学習指導要領が本格的に始まり、授業時数や指導内容が増加する。また、暴力行為や不登校、いじめ等生徒指導面の課題が深刻化し、障がいのある児童生徒や、日本語指導など特別な支援を必要とする子どもが顕著に増えている。

義務教育費国庫負担金の負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫し自治体において教育予算の確保が困難となっている。自治体の財政力や保護者の所得の違いによって、子どもたちが受ける教育水準に格差があってはならない。将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要である。教育予算を国全体として、しっかりと確保・充実を図られるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月16日

福岡県糸島市議会